

特定健康診査等実施計画

新城市

1 趣旨

近年、糖尿病等の生活習慣病の増加が医療費の増加要因となっており、こうした要因を減らすことを目標に捉えた中長期的な医療費の適正化を図ることが必要となつてまいりました。このため、保険者が実施主体となつて生活習慣病に着目した健康診査や保健指導を適切に実施することが義務付けられました。（「高齢者の医療の確保に関する法律」）

これによって、保険者のみならず被保険者の健康増進、生活の質の向上を図ることができ大きな恩恵を受けることにつながります。又、医療費データと健康診査、保健指導データを突合することで、健康状態等のより効果的な分析と分析に基づいた予防事業の展開、未受診者の把握や効果判定も実施できます。

以上のことから、平成20年度から40歳以上75歳未満の被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

2 背景（地域の課題）

新城市は平成17年10月1日に新城市、鳳来町、作手村が新設合併して誕生した人口5万3千人の市です。平成19年4月1日現在、年少人口13.0%、生産年齢人口61.5%、高齢人口25.5%で少子高齢化の波は確実に進んでいます。

本市の特色として、国保の医療機関受診率や一人当たりの費用額が愛知県内の市部の中で常に県平均を上回り、今後ますます生活習慣病に主眼をおいた医療費抑制が必要となっています。また、基本健康診査の結果をしてみると糖尿病や高脂血症、高血圧といった生活習慣病の有所見率が上位を占めております。（資料1・2）

3 目的（基本的な考え方）

医療費の約3割を占める生活習慣病対策の一環として、内臓脂肪症候群に着目し、その患者や予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群のリスクが重複した対象者に対して、早期介入し生活習慣や健診結果の改善を目指します。

4 計画の時期

この計画は5年を一期とし、第1期は平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

5 目標

平成20年度から平成24年度までの目標は次のとおりとします。

平成24年度目標

特定健康診査実施率 65%

特定保健指導実施率 45%

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
平成20年度比10%減

平成20年度から平成24年度の各目標値の推移（資料3）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診の受診率	45%	50%	55%	60%	65%
特定保健指導の受診率	25%	30%	35%	40%	45%
メタボリックシンドロームの減少率					10%

6 特定健康診査の実施方法

(1) 対象者

特定健康診査の対象者は、特定健康診査の実施年度中に40歳から74歳となる新都市国民健康保険の被保険者とします。ただし、年度途中の転入者は原則として実施しません。

特定健康診査対象者及び実施予定者の各年度推計（資料4）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数	10,276人	10,105人	9,938人	9,773人	9,611人
実施予定者数	4,624人	5,053人	5,466人	5,864人	6,247人

(2) 実施場所

個別方式 市内医療機関

集団方式 国保人間ドックに併設

(3) 実施項目

必須項目として下記のとおりとします。

診察一問診、計測(身長、体重、肥満度、腹囲) 理学的所見、血圧

脂質－中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール
肝機能－AST、ALT、γ-GT
代謝系－空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
尿－尿糖、尿蛋白

また、必要に応じて、選択項目を下記のとおり実施できます。

血液一般－ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心機能－12誘導心電図
眼底検査

(4) 実施時期・実施期間

個別方式 医療機関個別 6月から10月
集団方式 国保人間ドック 6月から 1月

(5) 委託の有無・契約形態

個別方式は、新城医師会に委託します。
集団方式は、新城市民病院、作手診療所、東三河農村健診センターに委託します。

(6) 委託先選定にあたっての考え方

住民の利便性を考え、身近なところで受診できるように配慮します。

(7) 代行機関の利用

代行機関の利用はしません。

(8) 周知案内(受診券)の方法

対象者に対しては、受診券をその年の5月末までに郵送します。
受診券には、費用額や実施機関など必要事項を明記します。
一般には広報、ホームページ、防災無線などで周知します。

(9) 他の健診からのデータの受領方法

平成20年度は他の健診からのデータは受領しません。

7 特定保健指導の実施方法

(1) 対象者

平成20年度の特定保健指導は、特定健康診査の受診見込みに、

特定保健指導の階層化を踏まえて、対象者を抽出します。

特定保健指導の実施予定者数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
動機付け支援	206 人	270 人	341 人	418 人	500 人
積極的支援	56 人	74 人	93 人	114 人	137 人
合計	262 人	344 人	434 人	532 人	637 人

(2) 実施場所

各保健センターや必要に応じて地区公民館等で実施します。

(3) 実施項目

40歳から64歳までの対象者には積極的支援または動機付け支援を実施し、65歳から74歳までの対象者には動機付け支援を実施します。

積極的支援は、対象者が実施可能な改善目標を設定し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことが出来るように個別に面接対応で支援します。動機付け支援は少人数でのグループを中心に実施します。

また、保健師及び管理栄養士による栄養指導・運動指導を実施します。

(4) 実施時期・実施期間

平成20年度は、9月から保健指導を実施します。

(5) 委託の有無

平成20年度は、委託は行わず、新城市健康課で実施します。

(6) 周知案内の方法

特定健康診査の結果、特定保健指導が必要と認められた方には、個別に通知を出して案内をします。

8 年間スケジュール

平成19年度 計画策定

平成20年

4月 対象者抽出

5月	受診券通知発送	
6月～10月	医療機関個別	特定健康診査
6月～1月	国保人間ドック	特定健康診査
9月～	特定保健指導	

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律並びに、個人情報保護・守秘義務に関する他の法律等を遵守します。

10 計画の公表通知

新城市国保運営協議会で計画についての意見を聴取します。

また、広報を活用し、計画や特定健康診査等に関する普及啓発に努めます。併せて、ホームページへ掲載します。

11 評価の見直し

実施状況の結果をみながら、目標値の達成状況や対象者数などの実態に応じてその実施方法や内容等について適宜見直しを実施していくこととします。その結果は、新城市国保運営協議会に報告することとします。

12 その他必要事項

65歳以上の方には介護保険法に基づく生活機能評価及び必要な健診項目を併せて実施します。また、集団方式による健診においてはがん検診も併せて実施します。

特定保健指導における専門的技術の向上のため保健師、管理栄養士等の研修の充実を図ります。